様式第2号(第5条関係)

国頭村障害者自動車運転免許取得費助成決定(却下)通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

国頭村長　　　　　　　　　　印

　国頭村障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1　決定

　(1)　支給額　　　　　金　　　　　　　　　　円

　(2)　請求期日　　　　　　年　　月　　日(必着)まで

　(注1)　免許取得後速やかに、国頭村障害者自動車運転免許取得費助成決定請求書(第4号様式)に領収書(原本で、内訳のわかるもの)及び免許証の写し(表裏両面をコピーしたもの)を添付の上、　福祉　課あてに提出してください。

　(注2)　申請の内容を変更又は取下げをする場合は、障害者自動車運転免許取得費助成変更(取下)届出書(様式第3号)を　福祉　課あてに提出してください。

　(注3)　申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたとき、又は、国頭村障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第2条に規定する対象者に該当しないと認めたときは、支給決定を取り消すことがあります。

　(注4)　上記期日までに請求書が提出されない場合は、支給決定の効力は失われます。

2　却下

不支給の理由

教示

　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国頭村長に対し異議申立をすることができます。なお、異議申立をした場合には、国頭村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

　　また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に国頭村を被告として(訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

　(1)　異議申立があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。